

議案第8号

東郷町介護保険条例の一部改正について

東郷町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、介護保険の保険料率を改正する等のため必要があるからである。

東郷町介護保険条例の一部を改正する条例

東郷町介護保険条例（平成12年東郷町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「29,900円」を「30,800円」に改め、同項第2号中「38,900円」を「40,200円」に改め、同項第4号中「53,900円」を「59,000円」に改め、同項第5号中「59,900円」を「67,100円」に改め、同項第6号中「65,900円」を「73,100円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第7号中「77,900円」を「86,600円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第8号中「89,900円」を「100,000円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第9号中「95,900円」を「114,100円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第10号中「101,900円」を「124,200円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第11号中「113,900円」を「137,600円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第13号イ」に改め、同項第12号中「125,900円」を「151,000円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同項第13号中「137,900円」を「177,900円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第12号の次に次の1号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 167,800円

ア 合計所得金額が1,500万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分によ

る額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「17,900円」を「17,400円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「17,900円」を「17,400円」に、「23,900円」を「23,500円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「17,900円」を「17,400円」に、「41,900円」を「41,600円」に改める。

附則に次の2条を加える。

（特別給付に関する暫定措置）

第9条 第3条の規定は、当分の間、適用しない。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東郷町介護保険条例第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案の概要

1 改正理由

- (1) 東郷町介護保険事業計画の見直しにより、令和3年度から令和5年度までの保険料率及び所得段階を改正する必要があるからである。
- (2) 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）の施行による介護保険法施行令の一部改正に伴い必要があるからである。
- (3) 特別給付を当分の間、行わないこととするため必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 保険料率の区分の基準となる合計所得金額について、低未利用土地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る特別控除適用後の額とすること。（第4条第1項関係）
- (2) 令和3年度から令和5年度までの保険料率等を次のように改めること。（第4条関係）

改正後				改正前			
所得段階	対象	基準額 に対する 割合	保険料率 (円)	所得段階	対象	基準額 に対する 割合	保険料率 (円)
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者であつて世帯全員が町民税非課税の人 世帯全員が町民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.26 [0.46]	17,400 [30,800]	第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者であつて世帯全員が町民税非課税の人 世帯全員が町民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.3 [0.5]	17,900 [29,900]
第2段階	世帯全員が町民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	0.35 [0.60]	23,500 [40,200]	第2段階	世帯全員が町民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	0.4 [0.65]	23,900 [38,900]
第3段階	世帯全員が町民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.62 [0.67]	41,600 [44,900]	第3段階	世帯全員が町民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.7 [0.75]	41,900 [44,900]
第4段階	世帯の中に町民税課税の人がいるが本人は町民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.88	59,000	第4段階	世帯の中に町民税課税の人がいるが本人は町民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	53,900

第5段階 (保険料 基準額)	世帯の中に町民税課税の人がいるが本人は町民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0	67,100	第5段階 (保険料 基準額)	世帯の中に町民税課税の人がいるが本人は町民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0	59,900
第6段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.09	73,100	第6段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.1	65,900
第7段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.29	86,600	第7段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.3	77,900
第8段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.49	100,000	第8段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.5	89,900
第9段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.70	114,100	第9段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.6	95,900
第10段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	1.85	124,200	第10段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	1.7	101,900
第11段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の人	2.05	137,600	第11段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の人	1.9	113,900
第12段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人	2.25	151,000	第12段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人	2.1	125,900
第13段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	2.50	167,800	第13段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.3	137,900
第14段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が1,500万円以上の人	2.65	177,900				

[] は、第4条第2項から第4項までの規定による減額前の保険料率

- (3) 介護保険法第62条の規定による特別給付を当分の間、行わないこととする
こと。(附則第9条関係)
- (4) 給与所得又は公的年金等に係る所得を有する者の合計所得金額の計算について経過措置を設けること。(附則第10条関係)

3 施行期日等

- (1) 令和3年4月1日から施行すること。
- (2) 改正後の保険料の規定は、令和3年度分の保険料から適用すること。